

令和4年度事業計画書

I 法人の概要

1. 設立の経緯

- (1) 昭和63年4月1日 財団法人愛知・豊川用水振興協会
- (2) 平成25年4月1日 公益財団法人愛知・豊川用水振興協会

2. 定款に定める目的（第3条）

この法人は、木曾川水系、豊川水系及び矢作川水系における愛知県の農業用水、水道用水及び工業用水を供給する幹線水路等施設（以下「多目的用水施設」という。）の配水操作、維持管理及び調査研究業務を通じて得た水管理に関する技術を活用することにより、用水の適正利用に関する広報啓発及び用水の安定供給を確保するための事業を行い、地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

3. 定款に定める事業内容（第4条）

この法人は、上記の目的を達成するため、次の公益目的事業を行う。

- (1) 多目的用水施設の操作維持管理に関する事業
- (2) 多目的用水施設の水管理技術の蓄積に関する事業
- (3) 多目的用水施設の管理技術講習会等に関する事業
- (4) 多目的用水施設の設計・管理技術支援等に関する事業
- (5) 地震時の初動活動支援に関する事業
- (6) 用水の適正利用のための広報啓発に関する事業
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

この法人は、前項の公益目的事業の推進に資するため、次の事業を行う。

- (1) 管理図書充実支援に関する事業
- (2) 水路上部有蓋化箇所の利用事業に関する事業
- (3) 会議運営に関する事業
- (4) その他公益目的事業の推進に資する事業

4. 所管する行政庁事項

愛知県

5. 事務所の状況

- (1) 主たる事務所
名古屋市中区三の丸二丁目6番1号 愛知県三の丸庁舎8階

(2) 豊橋支所

豊橋市今橋町18番地 1

(3) 岡崎支所

岡崎市明大寺本町一丁目 4 番地 愛知県西三河総合庁舎 3 階

6. 協会の組織等

(1) 協会の機構

協会の機構は、3つの法定機関で構成し、その組織及び任務は次のとおりである。

①評議員会

すべての評議員をもって構成し、理事及び監事の選任・解任、常勤理事の報酬等額、貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認の他、法令や定款で定められた事項を決議する。

○評議員 8 名

○開催 2 回 ・ 定時評議員会 (6 月)

・ 臨時評議員会 (翌年 3 月)

②理事会

すべての理事をもって構成し、業務執行の決定、理事の職務の監督、代表理事・業務執行理事の選定・解職、事業計画及び収支予算の承認の他、法令や定款で定められた事項を決議する。

○理事 1 2 名

理事長 この法人を代表し、その業務を執行する。

専務理事 この法人の業務を執行する。

○開催 2 回 (6 月、翌年 3 月)

③監事

協会の業務及び財産の状況、並びに理事の職務の執行を監査し、監査報告書を作成する。必要がある場合には評議員会・理事会で報告する。

○監事 3 名

○監査等 ・ 監事監査 1 回

・ 理事会 2 回

・ 評議員会 2 回

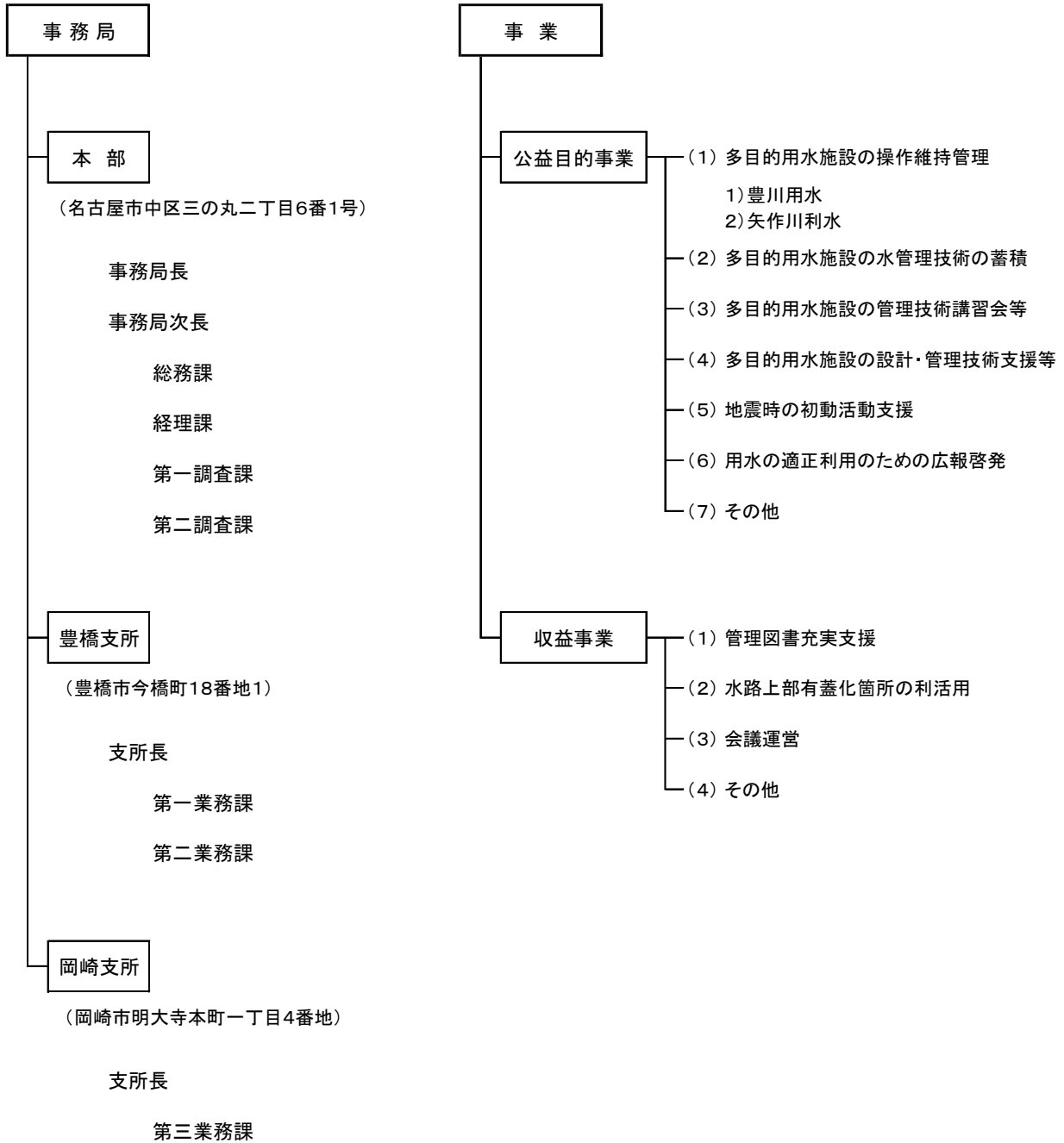
(2) 事業組織体系

別図に示す。

(別図)

事業・組織体系図

令和4年4月



II 事業運営方針

この法人は、昭和63年4月に財団法人愛知・豊川用水振興協会として発足し、地域の健全な発展を図ることを目的として、農業用水、水道用水、工業用水を供給する愛知用水、豊川用水等の適正利用のための広報啓発及び用水施設の配水操作・維持管理業務の円滑化、適正化に寄与することにより、効率的な水利用と安定した水供給に努めてきた。

この法人は、平成25年4月1日に公益財団法人愛知・豊川用水振興協会に移行し、従前にもまして「不特定かつ多数の者の利益の増進」となる公益目的事業の実施が求められている。

当協会が行う公益目的事業は、用水の適正利用に関しての利水者等への啓発及び支線水路管理者等への管理技術支援並びに地震発生時に施設状況を確認する初動活動支援等である。これらの事業は、水資源機構、愛知県等が設置した幹線水路等の配水操作・維持管理業務の実務経験と送水システムの改良設計や配水・操作方法等の調査研究により習得した用水施設管理に関する技術を組合せ、実用的な管理ノウハウとして蓄積したものを活用して実施するものである。

これらを積極的に行うことにより、利水者までの安定した水供給に貢献し、「地域の健全な発展」に寄与できるよう努めていく。

また、公益目的事業を安定的に実施するため、その財源となる収益事業の確保に努める。

更に、業務に見合う適正な人材を配置して事業を着実に実施し、公益財団法人としてふさわしい透明性のある組織運営で、県民から一層信頼を得るように努める。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に対しては、引き続き、基本的な予防措置の徹底と防止対策に取り組み、関係者の安全安心と事業継続性の確保に努める。

III 事業計画

1. 公益目的事業

(1) 多目的用水施設の操作維持管理事業

この事業は、水資源機構、愛知県等が設置した多目的用水施設の配水操作・維持管理業務を行うものであり、ダム、頭首工、用水路、分土工及び水位調整ゲートなどの用水を供給するための一連の施設を正常に機能させ、適正に送水・配水できるようにするものである。

また、この事業は、これまで蓄積した配水・操作方法の調査研究等による知識を活用して安定した水供給に努めるとともに、この管理の経験を活かして実用的な管理ノウハウを蓄積するものである。

① 豊川用水管理事業

豊川用水は、東三河地域75万人の水道用水、東三河工業地帯及び静岡県湖西市の工業用水、並びに約18,000haの農業用水を供給する多目的用水施設であり、水源のダム、頭首工、調整池、約140kmの幹線水路、幹線から支線水路へ分かれる分水口等で構成される。

当協会は、2箇所のダム、5箇所の頭首工、7箇所の調整池及び幹線水路の監視・操作並びに水路巡視、分水口操作などを実施する。

② 矢作川利水管理事業

矢作川利水は、西三河地域135万人等の水道用水、西三河工業地帯及び名古屋南部臨海工業地帯の工業用水、並びに約9,700haの農業用水を供給する多目的用水施設であり、ダム、頭首工等取水施設、揚水機場、約50kmの幹線水路、分水工等で構成される。

当協会は、1箇所のダム、3箇所の取水施設、揚水機場及び分水工の監視・操作などを実施する。

(2) 水管理技術の蓄積

当協会は、適正な水利用のため水源状況や地域の気象予報の把握に努めている他、水路システム設計の手引書、管理解説書の作成及び用水路工事誌の編纂等の実施により、用水施設の改良設計や管理についての知見・技術を保持している。また、用水施設の操作・維持管理業務は継続して実施している。

これらの用水施設管理に関する技術と経験を総合的に活用し、管理に当たって生じる課題に対して有効な対策の支援等ができるよう、管理ノウハウとして技術蓄積を行う。

- 水路システムの設計・管理支援のための資料作成
- 講習会等の資料作成

(3) 管理技術講習会等

支線水路管理業務に携わる者が、支線水路システムとその機能についての理解を深め、管理技術を向上するため、用水路システムの設計・管理方法等についての講習会を実施する。

講習会は、土地改良区等水路管理者を対象に3回実施する。

(4) 設計・管理技術支援等

支線水路管理業務等に携わる者が抱える用水管理上の課題等について、当協会の管理ノウハウを活用し、問題解決するための技術支援を行う。

(5) 地震時の初動活動支援

愛知用水、豊川用水、矢作川利水の多目的用水施設の周辺居住者を地震防災モニターに選任し（全73区間）、震度4以上の地震発生後、速やかに施設巡視を行い、状況を施設管理者に通報するなど、地震時の初動活動を支援する。

また、モニターに対し、巡視方法、連絡網等に関する講習を実施する。

- 愛知用水モニター 42区間
- 豊川用水モニター 29区間
- 矢作川利水モニター 2区間

(6) 用水の適正利用のための広報啓発活動

限りある水資源を有効利用し安定供給につなげるため、用水の適正利用の意識が高まるよう、広報啓発活動を推進する。

① 水資源の有効活用のための情報提供

1) ダム貯水量や気象予報などの情報発信

ダム貯水量は毎日、気象情報は毎月ホームページに掲載・更新する。

2) 広報誌の発行

各用水に関わる土地改良区、水道事業者、市町村等に対し、2回発行する。

② 県民に対して水の適正利用を広報啓発

1) 県民への啓発イベント

○あいちの農業用水展

農家や先人の努力の積み重ねにより守り育まれてきた農業用水を中心に、水の重要性について広く県民の関心と理解を深めることを目的として実施する。

○上下流交流事業

用水の受益地と水源地の交流及び相互の理解を深めることを目的として実施する。

2) 広報啓発資料

用水施設の役割と水の重要性に関する広報啓発資料を作成し、小学生向けの出前講座やPRイベント等に活用する。

3) ホームページ

用水施設の役割等について、分かり易い情報を掲載・更新する。

(7) 水関係政策の推進

当協会の役職員が利水等に関する有識者として、法令等に基づき国・県の水関

係政策に係る委員会の委員に任命された場合、これらの政策推進のため積極的に協力する。

2. 収益事業

(1) 管理図書充実支援

土地改良区等が保有する資料の収集整理を行う。

(2) 水路上部有蓋化箇所の利活用事業

愛知用水水路上の有蓋化区間に市町等が整備した公園4箇所、駐車場1箇所の維持管理を行う。

(3) 会議運営

用水路等工事実施のための委員会等の運営を補助する。

(4) その他

上記事業の他、公益目的事業の推進に資する事業の実施を図る。